

# 農家の皆さまへ



米子市からのお知らせ

## ～大雪により被害を受けたビニールハウス等の復旧事業について～

- 令和2年12月からの大雪によって、ハウスや果樹棚について被害を受けられた方で復旧して今後も営農継続を希望される方は、**「雪害園芸施設等復旧対策事業」**に該当する場合があります。詳しくは下記の要件を確認いただき、米子市農林課までご相談ください。

※復旧して営農を継続することが条件です。

### ●対象施設等

- ・施設園芸等ハウス(※特用林産物ハウス、育苗ハウスを含む)(※倉庫、資材置場、家庭菜園として使用のものは対象となりません。)
- ・果樹棚、樹体

### ●被災程度区分

対象施設等について、構造上の損壊、倒壊等を生じたもの(※ハウスのビニール破れのみのもは対象となりません。)

※補助額に上限額あり  
別紙をご参照ください

### ◇補助金について

(1)共済加入の施設は以下の算定で補助金を交付します。

$(\text{復旧経費} - \text{共済金受領額}) \times 1/2$  の補助金額

(2)共済未加入のものは以下の算定で補助金を交付します。

$(\text{復旧経費} - \text{復旧経費} \times 0.3) \times 1/2$  の補助金額

※復旧に係る撤去費も対象となります。詳しくはお問合せください。



○ご相談・お問い合わせ先 米子市経済部農林課 電話/23-5221

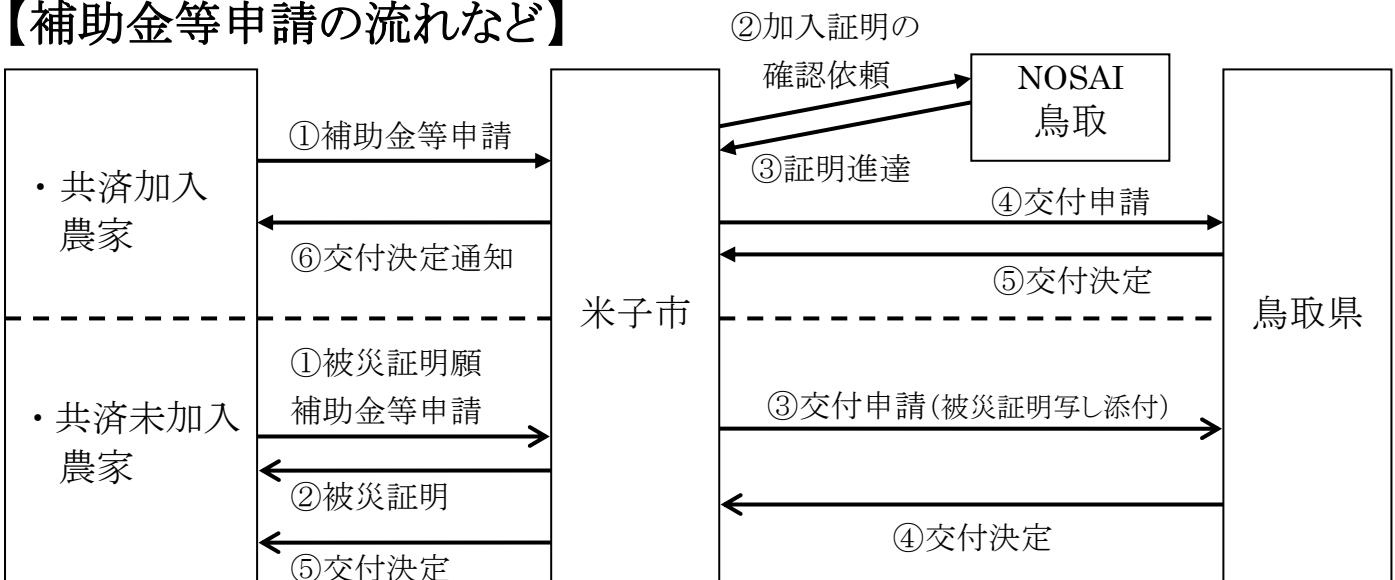
Eメール/nourin@city.yonago.lg.jp

## <米子市雪害復旧対策事業の概要>

### 【支援内容について】

- 補助金の交付については「鳥取県雪害園芸施設等復旧対策事業費補助金交付要綱」に準じます。
- 鳥取県の補助(1/3以内)と市の上乗せ補助(1/6以内)を合算して補助の上限は1/2以内となります。
- 農業共済のハウス共済に加入及び未加入で補助金の額が異なります。  
(チラシ表面を参照)
- 営農を同等規模で継続することが条件となります。
  - (1) ハウスを撤去後、復旧して再生産 ⇒ 「○」補助対象
  - (2) ハウスを撤去後、当該地の面積分を露地野菜に転換 ⇒ 「○」補助対象
  - (3) ハウスを撤去のみ。(営農規模縮小など) ⇒ 「×」補助対象外

### 【補助金等申請の流れなど】



### 【必要な書類等】

#### <補助金等申請時>

- ・共済加入の証券又は共済金支払通知の写し若しくは被災証明願
- ・見積書等(撤去及び復旧に係る経費(事業費)のわかるもの)1社分
- ・位置図(1/25000程度)
- ・復旧の見取図、被災施設等の写真

#### <実績報告時>

- ・市からの交付決定後、見積書等2社分(経費抑制を図るため、再取得します。)
- ・その他、業者からの請求書、納品書等支払い額がわかるもの

※応急処置等必要など、やむを得ない場合は事前着工を認めますので、2社の見積もりをご用意いただき、米子市農林課に早めにご相談ください。